

「2010年改定の要点と解説」 正誤表

(2010年7月9日現在)

| 頁 | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---------|---------------------------------------|--|--|
| 5 | 歯科診療報酬点数表の歯科衛生実地指導料の注 | 注) 3月に1回以上または3回内に1回以上 | 注) 3月に1回以上 |
| 6 | 歯科診療報酬点数表の麻酔欄の右 | OA+オーラ注Ct(1ml, 1.8mlとも) OA+歯科用シタネスト-オクタプレシン 1.8ml | OA+オーラ注歯科用Ct(1ml, 1.8mlとも) OA+歯科用シタネスト-オクタプレシン Ct1.8ml |
| 10 | 歯科診療報酬点数表の鑄造バー | 鑄造 ニッケルクロム合金 449 コバルトクロム合金 | 鑄造 ニッケルクロム合金 449 コバルトクロム合金 (アミカケ) |
| 11 | 歯科診療報酬点数表の歯科疾患在宅療養管理料の注 | 初回算定は初診月および翌月内に管理計画書を提出したとき。 | 初回算定は管理計画書を提出したとき。 |
| 16 | 「改定の要点」3の(3)の2～3行目 | 1は一般の歯科診療所において算定し、 2は地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に適合する病院などにおいて算定する。 | 削る |
| 33 | 歯科疾患管理料の解説の表中、2回目以降・提供時期の※の2行目 | …提供月から3カ月に1回… | …提供日から3カ月に1回… |
| 34 | 歯科疾患管理料の解説の図・歯科疾患管理料の算定のイメージ | 1列目 歯科疾患管理料 月1回110点 最終列 初診月 歯科疾患管理料 月1回110点 | 歯科疾患管理料 初回110点 初診月および翌月 歯科疾患管理料 初回110点 |
| 54 | 歯科訪問診療料の解説4の1行目 | …歯科訪問診療を行い、… | …歯科訪問診療料を算定し、… |
| 59 | 歯科疾患在宅療養管理料の解説5の3行目 | …カルテに記載する。 | …カルテに要点を記載する。 |
| 59 | 歯科疾患在宅療養管理料の解説の表中、1回目・提供時期の1～2行目 | …(歯周疾患に罹患する… | …(歯周疾患に罹患している… |
| 92 | 手術 通則の解説4の表中、主たる手術・追加欄 | 上顎骨折観血的手術 9,010点 下顎骨折観血的手術 10,000点・14,700点 | 上顎骨折観血的手術 11,710点 下顎骨折観血的手術 10,000点・19,110点 |
| 149 | 改定事例6の4/1の4行目 | 義管B | 義管B(調整方法・指導内容 略) |
| 150 | 改定事例6の5/12の3行目 | 義管B | 義管B(調整方法・指導内容 略) |
| 150 | 改定事例6の6/7の3行目 | 義管B | 義管B(調整方法・指導内容 略) |
| 150 | 改定事例6の7/3の3行目 | 義管C | 義管C(調整方法 略) |
| 151～152 | 改定事例7の4/6の8行目、5/6の8行目 | 義管B | 義管B(調整方法・指導内容 略) |
| 152 | 改定事例7の4/28の最終行点数欄、2行目の医療合計、総合計点数の医療合計 | 現行 250 → 改定 250+100 医療合計 3,622 総合計点数 医療合計 5,137 | 現行 250 → 改定 250 医療合計 3,522 総合計点数 医療合計 5,037 |
| 153～154 | 改定事例8の4/23の14行目、5/1の1行目 | 義管B | 義管B(調整方法・指導内容 略) |

更新内容は保団連ホームページに掲載 <http://hodonren.doc-net.or.jp/books/060221tensuu.html>

「歯科点数早見表」 正誤表

(2010年7月9日現在)

| 頁 | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|-------------------------|---|--|
| 2 | 歯科診療報酬点数表の歯科衛生実地指導料の注 | 注) 3月に1回以上または3回内に1回以上 | 注) 3月に1回以上 |
| 3 | 歯科診療報酬点数表の麻酔欄の右 | OA+オーラ注Ct(1ml, 1.8mlとも) OA+歯科用シタネスト-オクタプレシン 1.8ml | OA+オーラ注歯科用Ct(1ml, 1.8mlとも) OA+歯科用シタネスト-オクタプレシン Ct1.8ml |
| 7 | 歯科診療報酬点数表の鑄造バー | 鑄造 ニッケルクロム合金 449 コバルトクロム合金 | 鑄造 ニッケルクロム合金 449 コバルトクロム合金 (アミカケ) |
| 8 | 歯科診療報酬点数表の歯科疾患在宅療養管理料の注 | 初回算定は初診月および翌月内に管理計画書を提出したとき。 | 初回算定は管理計画書を提出したとき。 |

更新内容は保団連ホームページに掲載 <http://hodonren.doc-net.or.jp/books/060221tensuu.html>